

## 保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和

(平成30年3月22日 平成30年国土交通省告示第474号)

## 特例措置前

○代替措置として一定の照明設備を設置した場合の採光有効面積については、勉強机等の高さとして50センチメートルを想定して照度を規定しており、算入可能な開口部の高さを限定している。

○土地利用の現況によらず、用途地域の区分によって一律に、採光補正係数の算定方法を規定している。

○一体的な利用に供される二以上の居室について、通常は各居室ごとに一定規模以上の採光上有効な開口部が必要となる。

(規制の根拠)

建築基準法施行令第19条第3項、第20条第1項

## ニーズ

○待機児童問題の解消のために保育所を設置したいが、建築基準法における採光規定が障壁となり設置できないため、緩和してほしい。

## 特例措置

## ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化

保育所等について、照明設備を設置した場合に、採光上有効な窓と扱っていなかった床面から高さ50cm未満の部分、採光上有効な窓の面積に参入可能とする。

## ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入

用途地域の区分によって一律に規定されている採光補正係数の算定式※について、特定行政庁が規則で指定した区域において、算定式を選択できることを可能とする。

※採光上有効な窓の面積を算定するための係数で、軒と窓までの距離と、軒と隣地境界までの距離で決まるもの。

## ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

居室ごとに設置が必要な採光上有効な窓について、一体的な利用に供され、かつ衛生上支障がないと特定行政庁が認める場合には、複数居室を全体としてとらえ、採光上有効な窓の面積の合計で評価することを可能とする。

## 効果

○保育所を整備しやすい環境を整えることで、待機児童を解消し、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進する。